

特定非営利活動法人 環境カウンセリング協会長崎 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 環境カウンセリング協会長崎と称し、英文名称はEnvironmental Counseling Association of Nagasaki.と称する。略称はECANとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、環境保全に関する幅広い分野で、行政への提言・支援及び市民・事業者・団体に対する教育普及活動並びに助言又は支援・協力を行い、環境保全の技術水準の高揚、地域環境等の向上、次世代人材の育成を推進し、もって循環型社会を目指した健全なまちづくり、国際協力等の公益増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表に掲げる項目のうち、環境保全技術に関して、次の種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に関する次の事業を行う。

- (1) 環境保全のための社会啓発及び教育の推進事業
- (2) 環境保全に関する資料の収集及び調査研究事業
- (3) 循環型社会の形成に関する社会啓発の推進事業
- (4) 自然とのふれあい活動に対する支援事業
- (5) 環境保全活動を行う市民団体、企業、行政、地域団体等のネットワークの支援、コーディネート事業
- (6) 環境保全活動を行う市民団体の運営又は活動に関する助言又は援助事業

第三章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、個人会員、企業会員、団体会員（以下「正会員」という。）をもって法の上の社員とする。

(1) 個人会員 環境カウンセラー及びこの法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 企業会員 この法人の目的に賛同して入会した事業者及び事業者の組合等

(3) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び地方公共団体

(4) 賛助会員 この法人の事業を理解し支援を行うために入会した個人、事業者及び団体等

2 正会員は、自主的取り組みを基本とし、この法人の活動に主体性と責任を持って参加する。

3 正会員は、この法人での活動の成果等を理事会の承認を経た後、外部に使用または公開することができる。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金、年会費を納入しなければならない。なお、納入された入会金、年会費及びその他拠出金品等はいかなる場合であっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を理事長に提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である事業者、団体が消滅したとき。

(3) 継続して会費を2年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除

名することができる。この場合、除名の議決の前にその会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけたとき、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。
- (2) この定款等に違反した行為があったとき。
- (3) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき。

第四章 役員および職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事の中から理事長を1名、副理事長を2名置く。

(選任等)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員は、法第20条に適合し、その構成は法第21条に適合しなければならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることは出来ない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。理事長に支障のあるときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この定款の定めるところに従い、総会の議決に基づき、この法人の運営に責任を持ち業務を執行する。
- 5 監事は、法第18条に掲げる職務を行うとともに、理事会の招集を請求する。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事は、その定数の3分の1を超える欠員が生じたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員及び事務局)

第19条 この法人には、事務局長その他事務職員を置くことができる。

2 前項の事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局長は、理事長を補佐しこの法人の庶務を行う。

4 事務局には、定款並びに事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類(以下「事業報告書等」という。)、役員名簿、会員名簿、総会及び理事会議事録を閲覧できるよう備えておかなければならない。

第五章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散に関する事項

(3) 合併に関する事項

(4) 事業計画及び活動予算に関する事項

(5) 事業報告及び活動決算に関する事項

(6) 役員を選任に関する事項

(7) 入会金、年会費の額に関する事項

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

(9) その他この法人の運営に関する重要事項及び理事会が総会に付議する必要がある

ると判断した事項

2 総会は、以下の事項についての理事会からの報告を受ける。

- (1) 運営に関する細則の制定及びその改廃に関する事項
- (2) その他理事会が総会に報告する必要があると判断した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年の事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記した書面又は電磁的方法による開催通知書をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決(以下「書面表決」という。)し、又は委任状により他の正会員を代理人として表決(以下「委任状表決」という。)することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席正会員数（書面表決した者及び委任状表決した者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 審議経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名、押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第六章 理事会及び部会等

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事会内に総務、企画、業務、広報、経理の運営担当理事（以下「担当理事」という。）を置くことができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- (4) 役員解任に関する事項
- (5) 役員職務及び報酬に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項

(7) 会員の除名に関する事項

(8) 委員会、部会等の設置及び解散に関する事項

(9) その他総会の議決を要しない、この法人の運営及び会務の執行に関する事項
(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 複数の理事から招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会の議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面表決又は委任状表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

5 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

6 理事会が必要と認めた場合には、会員も理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者氏名（書面表決した者及び委任状表決した者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に置いて選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

(委員会及び部会等)

第38条 理事会の議決を経て、事業遂行のための委員会又は部会等（以下「委員会等」という。）を、設置することができる。

2 会員は、いずれかの委員会等に極力全員が参加するものとする。

3 委員会等の長は、理事又は正会員の中から理事長が委嘱する。

4 委員会等の設置及び運営は、別に定めるところによる。

5 委員会等の長は、活動計画、組織、活動状況及び活動成果について、理事会に報告しなければならない。

(協働活動)

第39条 この法人と関係機関又は団体などとの協力又は共同して行う協働活動の実施に当たっては、相手機関又は団体との間で取り決めを行う。その取り決めの内容は、理事会の承認を受けなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の運営のための資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 補助金及び助成金

(4) 寄付金品

(5) 財産から生じる収益

(6) 事業活動に伴う収益

(7) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従い行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長の指揮において委員会等の長及び会計担当理事が立案し、理事会にて審議し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書等は、毎事業年度終了後、速やかに、委員会等の長から提出された各事業報告書を理事長がとりまとめ、理事会の審議、監事の監査を経て通常総会に報告し、承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、法人の解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 この定款の変更は、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

る事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由による解散は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由による解散は、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第十章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行に必要な細則等は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。細則の制定及びその改廃は総会にて報告する。

付則

この定款は、平成22年6月19日から施行する。

付則

この定款は、平成25年10月29日から施行する。

付則

この定款は、平成30年6月25日から施行する。

付則

この定款は、令和2年6月20日から施行する。